

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁防災情報室長

(公印省略)

緊急速報メール配信地域の細分化を実施する団体の決定について (通知)

緊急速報メール配信地域の細分化 (以下「細分化」という。) については、「緊急速報メール配信地域の細分化の要望調査について (依頼)」(平成 28 年 12 月 21 日付消防情第 281 号) により、希望する市区町村から回答をいただいているところですが、このたび、下記のとおり、細分化を実施する団体 (以下「細分化実施団体」という。) を決定しました (細分化に関する基本的な考え方は要望調査の別紙 1 を参照)。

このたびの細分化は、携帯事業者の技術的理由により細分化実施団体数が限られています。市区町村の要望が多かったことを踏まえ、消防庁から携帯事業者に対して、細分化実施団体数を増やせるよう引き続き要請してまいります。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対して、細分化実施団体が決定した旨を周知するとともに、貴都道府県内の細分化実施団体に対して、今後の進め方を周知するようお願いいたします。

記

1 細分化実施団体

別紙 1 のとおり

2 今後の進め方

- (1) 平成 30 年度内の開始に向けて、別紙 2 のとおり、携帯事業者 3 社と調整していただきます。
- (2) 細分化にかかる費用は、900 万円程度となり、細分化実施団体において、平成 30 年度当初予算に計上するようお願いいたします。また、緊急速報メールを他のシステムと連動している場合は、その改修費用も別途計上してください。
- (3) 今回、細分化を要望したものの辞退する場合は、早急に消防庁防災情報室まで、ご連絡をお願いします。

3 参 考

緊急速報メールの細分化に関する実証実験結果報告書

<http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2903/pdf/290330-1.pdf>

(問合せ先)  
消防庁防災情報室  
担当：鈴木 (健) 補佐、城門係長、斎藤事務官、長坂事務官  
T E L : 03-5253-7526 F A X : 03-5253-7536  
E-mail : n.nagasaka@soumu.go.jp

# 細分化実施団体一覧表

別紙1

番 号	都道府県名	市町村名
1	青森県	五所川原市
2	岩手県	八幡平市
3	岩手県	花巻市
4	宮城県	大崎市
5	秋田県	由利本荘市
6	栃木県	日光市
7	長野県	長野市
8	静岡県	川根本町
9	愛知県	豊田市
10	兵庫県	朝来市
11	兵庫県	宍粟市
12	奈良県	宇陀市
13	奈良県	五條市

番 号	都道府県名	市町村名
14	和歌山県	田辺市
15	島根県	益田市
16	島根県	安来市
17	広島県	尾道市
18	広島県	廿日市市
19	広島県	三原市
20	山口県	萩市
21	愛媛県	久万高原町
22	愛媛県	松山市
23	高知県	高知市
24	大分県	宇佐市
25	宮崎県	都城市

## 細分化実施団体に実施していただく事項

- 1 平成 29 年 8 月 10 日までに、担当者名と連絡先（電話番号とメールアドレス）を消防庁防災情報室及び携帯事業者 3 社（連絡先は以下※を参照）に連絡してください。
- 2 平成 29 年 9 月末を目途に、細分化を要望する地域の境界線を引いた地図を次のとおり作成して、消防庁防災情報室及び携帯事業者 3 社にメールで送付をお願いします。

国土数値情報のホームページ（以下 URL）からシェイプ形式でダウンロードした地図に細分化したいエリアの境界線を引く

[http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v2\\_3.html](http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v2_3.html)

- 3 平成 29 年 9 月末を目途に、細分化を要望する地域ごとに町丁目一覧をエクセル形式（別紙 3 参照）で作成して、消防庁防災情報室及び携帯事業者 3 社にメールで送付をお願いします。

### ※ 携帯事業者 3 社の連絡先

株式会社 N T T ドコモ エリアメール細分化担当  
areamail@nttdocomo.com

K D D I 株式会社 緊急速報メール細分化担当  
kinkyumail-kddi@kddi.com

ソフトバンク株式会社 緊急速報メール細分化担当  
SBMGRP-kinkyusokuhou@g.softbank.co.jp



## 緊急速報メール配信地域の細分化

### 1 基本的な考え方

携帯電話事業者の技術的理由等により、次のとおりとする。

- ① 細分化の対象となる市町村は、面積が広大等により気象条件の相違等から分割する必要が認められるものであること。
- ② 分割数は、分割の必要性及び運用体制を踏まえて決定されること。なお、平成 11 年以降に合併した市町村の場合、分割数は合併前の市町村数以下とする。最大でも 10 分割程度までとすること。
- ③ 細分化できる市町村数は、全国で 25 団体程度以下とすること。

### 2 実施方法

- (1) 今回の要望調査を踏まえ、消防庁において対象団体を調整及び決定した上で、各市町村が各携帯電話事業者と個別に契約を締結し、分割作業を実施する。
- (2) 配信単位の細分化に際し、分割区域の地図データ（国土数値情報「行政区域データ」に準拠した分割範囲を示したものは、市町村から各携帯電話事業者に提供するものとし、分割区域は携帯電話事業者と協議し、決定する。

### 3 経費負担

配信単位の細分化に際し、携帯電話基地局等の設備改修費用は、各市町村で負担するものとし、実施市町村数で変動する場合もあるが、1 携帯電話事業者あたり概ね 300 万円程度が想定されている。

（携帯電話事業者 3 社で合計 900 万円程度の費用負担となる。）

### 4 スケジュール

配信地域の細分化の実行については、出来るだけ多くの団体が細分化の取組に対し一括して対応することが経費の合理化につながるため、本調査結果を踏まえ、平成 30 年度に一括で実施する。

### 5 運用体制

- (1) 配信地域は、細分化するほどオペレーションの難易度が上がり、誤操作や伝達の遅延等を引き起こすおそれがあることから、分割した配信地域と全域配信との使い分けや伝達内容、操作訓練等の運用体制が確保できるかについても十分留意すること。
- (2) 緊急速報メールを配信するシステム（都道府県システム利用も含む。）を導入している市町村は、配信地域の細分化に伴い、関連するシステムについて別途システム改修が必要となることに留意すること。

以上